

報告第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 17 日提出

平成 29 年 5 月 17 日承認

藤岡市長 新 井 利 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、藤岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

藤岡市長 新 井 利 明

記

藤岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤岡市国民健康保険税条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の藤岡市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。